

令和5年度静岡市一般廃棄物処理実施計画
実施状況検証・評価報告書

令和6年3月

静 岡 市

〈 目 次 〉

第1章 基本的事項	- 1 -
1.1 検証・評価の目的	- 1 -
1.2 計画期間	- 1 -
1.3 計画対象地域	- 1 -
1.4 令和5年度清掃費当初予算額	- 1 -
第2章 ごみ処理実施計画	- 2 -
2.1 計画目標	- 2 -
2.2 ごみの分別種類と排出量見込み	- 2 -
2.3 ごみの処理主体と処理方法	- 3 -
2.4 ごみ処理施設等の概要	- 4 -
(1) 収集センター	- 4 -
(2) 中間処理施設等	- 4 -
(3) 最終処分施設	- 5 -
2.5 ごみ処理量の見込み	- 6 -
(1) 収集運搬計画	- 6 -
(2) 中間処理計画	- 8 -
(3) 最終処分計画	- 10 -
2.6 基本施策1 静岡版「もったいない運動」の推進	- 10 -
(1) 施策1 食品ロス、生ごみの削減	- 10 -
(2) 施策2 プラスチックごみの削減	- 11 -
(3) 施策3 紙ごみの削減	- 12 -
(4) 施策4 その他家庭ごみの削減・4Rの推進	- 13 -
(5) 施策5 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり	- 14 -
(6) 施策6 情報発信・環境教育・意識啓発・実践行動の推進	- 15 -
(7) 施策7 将来を見据えた廃棄物行政のあり方の検討	- 16 -
2.7 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化	- 17 -
(1) 施策1 事業系ごみの減量化・資源化の推進	- 17 -
(2) 施策2 自己処理責任の徹底	- 17 -
(3) 施策3 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり	- 19 -
(4) 施策4 情報発信、意識啓発の推進	- 20 -

2.8	基本施策3	適正な収集運搬・処理体制の整備	20
	(1) 施策1	収集運搬体制の整備	20
	(2) 施策2	中間処理体制の整備	22
	(3) 施策3	最終処分場の整備	23
2.9	基本施策4	ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組	24
	(1) 施策1	清掃工場での余熱利用	24
	(2) 施策2	熔融スラグの有効利用	24
	(3) 施策3	プラスチックごみ焼却の抑制（再掲）	24
2.10	基本施策5	廃棄物適正処理の徹底	25
	(1) 施策1	不法投棄対策	25
	(2) 施策2	区域外処理	26
	(3) 施策3	取扱困難廃棄物の処理	26
	(4) 施策4	災害廃棄物の処理	26
第3章	生活排水処理実施計画		28
3.1	計画目標		28
3.2	し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法		28
3.3	し尿・浄化槽汚泥処理量		28
3.4	し尿・浄化槽汚泥処理施設		28
3.5	基本施策1	合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続の促進	29
	(1) 施策1	情報の共有化、意識啓発の推進	29
	(2) 施策2	合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用	29
3.6	基本施策2	し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持	30
	(1) 施策1	し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備	30
	(2) 施策2	合併処理浄化槽の適正な管理	31
第4章	目標指標の達成状況		32
4.1	ごみ処理実施計画		32
4.2	生活排水処理実施計画		32
第5章	計画の総括		33
5.1	ごみ処理実施計画		33
5.2	生活排水処理実施計画		33
5.3	総括		33

第1章 基本的事項

1.1 検証・評価の目的

静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき策定した令和5年度静岡市一般廃棄物処理実施計画（以下「令和5年度実施計画」という。）について、その実施状況を評価・検証することで、令和6年度静岡市一般廃棄物処理実施計画（以下「令和6年度実施計画」という。）策定の基礎資料とします。

なお、評価・検証は、令和6年1月末現在までの実績と同2・3月の見込（令和5年度の4月～1月の昨年度に対する増減率を昨年度2月、3月の実績に適用した数値）を合算した数値を使用します。

1.2 計画期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

1.3 計画対象地域

静岡市全域

1.4 令和5年度清掃費当初予算額

○ 歳入

科目	金額
使用料及び手数料	830,712 千円
国庫支出金	518,219 千円
県支出金	—
財産収入	7,059 千円
寄付金	—
繰入金	500,000 千円
諸収入	1,110,385 千円
市債	2,313,600 千円
計	5,279,975 千円

○ 歳出

科目	金額
清掃総務費	3,838,900 千円
収集センター費	111,428 千円
【内訳】西ヶ谷収集センター費	8,432 千円
沼上収集センター費	31,063 千円
清水収集センター費	71,933 千円
清掃工場費	4,855,882 千円
【内訳】西ヶ谷清掃工場費	3,097,460 千円
沼上清掃工場費	1,758,422 千円
衛生センター費	520,356 千円
最終処分場費	349,963 千円
一般廃棄物処理施設整備基金費	2,200 千円
清掃工場建設費	1,515,750 千円
最終処分場整備事業	311,200 千円
清水ストックヤード建設費	41,600 千円
計	11,547,279 千円

表 1.4 - 1 令和5年度清掃費当初予算

第2章 ごみ処理実施計画

令和5年度実施計画「第2章 ごみ処理実施計画」に基づき、以下のとおり処理及び各施策を実施しました。

2.1 計画目標

- (1) 一人1日当たりごみ総排出量：875g
- (2) 一人1日当たり家庭ごみ総排出量：620g
- (3) 事業系ごみ年間総排出量：63,555t

2.2 ごみの分別種類と排出量見込み

廃棄物の種類		排出量	排出量小計	排出量合計	総排出量	
ごみ総排出量	ごみ排出量	古紙等集団資源回収	9,447 t	9,447 t	9,447 t	206,105 t
		家庭ごみ	可燃ごみ	124,078 t	137,516 t	
	不燃・粗大ごみ		7,858 t			
	【内訳】金属類		2,419 t			
	乾電池		112 t			
	その他		5,327 t			
	資源ごみ		5,580 t			
	【内訳】びん		3,793 t			
	缶類		1,263 t			
	ペットボトル		256 t			
	古紙・古布類		66 t			
	使用済小型家電	202 t				
	事業系ごみ	可燃ごみ	58,034 t	59,142 t		
		不燃・粗大ごみ	1,108 t			
		【内訳】金属類	155 t			
		乾電池	11 t			
		公共側溝汚泥	371 t			
その他		571 t				

※ 事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。

※ 家庭ごみの乾電池には、充電式電池を含む。

表 2.2 - 1 ごみの分別種類と排出量

2.3 ごみの処理主体と処理方法

廃棄物の種類		収集運搬	中間処理		最終処分		
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
家庭ごみ	可燃ごみ	市 委託業者 許可業者(一部) 直接搬入	市	焼却 溶融	市	埋立	
	不燃・粗大ごみ		委託業者	資源化		—	
				破碎、資源化			
	資源ごみ	ペット ボトル	委託業者	市	選別・圧縮	委託業者	資源化
		びん・ 缶等	委託業者	委託業者	選別	委託業者	資源化
		使用済 小型家電	委託業者 直接搬入	—		認定 事業者	資源化
事業系ごみ	可燃ごみ	市 委託業者 許可業者 直接搬入	市	焼却 溶融	市	埋立	
			許可業者	焼却、資源化	許可業者		
	不燃・粗大ごみ	直接搬入	市	焼却 溶融	市		
				破碎、資源化			
			乾電池	直接搬入	委託業者	破碎、資源化	—
公共側溝 汚泥	委託業者	—	—	市	埋立		

※事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。

※公共側溝汚泥は市民による公共側溝清掃により発生した一般廃棄物であるが、家庭ごみ(一般家庭の日常に伴って生じた廃棄物)とは言えないため、事業系ごみとみなす。

※ 家庭ごみの乾電池には、充電式電池を含む。

小動物の死体	直接搬入 委託業者	市	火葬	市	埋立
--------	--------------	---	----	---	----

表 2.3 - 1 ごみの処理主体と処理方法

2.4 ごみ処理施設等の概要

令和4年度実施計画に基づき、以下の施設等により一般廃棄物の処理を実施しました。

(1) 収集センター

	沼上収集センター	清水収集センター
所在地	葵区薬師 14 番地の 2	清水区八坂町 2102 番地の 1
保有車両台数計	24 台	24 台
パッカー車	13 台	14 台
その他車両	11 台	10 台

(2) 中間処理施設等

① 焼却施設と熔融施設

	西ヶ谷清掃工場（熔融施設）	沼上清掃工場（焼却施設）
所在地	葵区西ヶ谷 553 番地	葵区南沼上 1224 番地
処理能力・方式	500 t / 日 (250 t × 2 炉) シャフト炉式 ガス化熔融炉	600 t / 日 (200 t × 3 炉) ストーカ式 連続燃焼式焼却炉

② 不燃・粗大ごみ処理施設

	沼上資源循環センター 不燃・粗大ごみ資源化施設
所在地	葵区南沼上 1224 番地
処理能力等	100 t / 5h 破碎・選別

③ 資源ごみ処理施設

	沼上資源循環センター ペットボトル資源化施設
所在地	葵区南沼上 1224 番地
処理能力等	5 t / 5h 選別・圧縮・梱包

④ 小動物死体処理施設

	動物指導センター火葬炉
所在地	葵区産女 953 番地
処理能力	100 kg/1h

⑤ ごみ受入施設

	清水ごみ受付センター
所在地	清水区八坂町 2111 番地
受入品目	不燃・粗大ごみ、資源ごみ、小型家電

(3) 最終処分施設

	沼上最終処分場	清水貝島最終処分場	由比最終処分場
所在地	葵区北沼上 387 番地の 1	清水区三保地先	清水区由比東山寺 183 番地
埋立面積	36,000 m ²	19,000 m ²	6,050 m ²
埋立容量	750,000 m ³	246,000 m ³	42,200 m ³
残余容量	29,999 m ³	6,211 m ³	22,277 m ³
埋立方法	セル方式	片押し方式	セル方式

※残余容量は最終覆土等を含む。

2.5 ごみ処理量の見込み

(1) 収集運搬計画

①収集運搬量及び排出、収集運搬方法

ごみの種類	収集方法		収集頻度	収集量
可燃ごみ	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		週2回	117,452 t
	事業所用指定ごみ袋による集積所収集（葵区・駿河区のみ）			
不燃・粗大ごみ	事前申込みによる戸別収集		月1回	5,011 t
	集積所収集（葵区安倍6地区のみ）			
資源ごみ				5,082 t
びん	コンテナによる集積所収集		月1回	3,592 t
缶・日用金属	葵区・駿河区	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集	月1回	1,218 t
		清水地区		
	蒲原地区	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		
	清水区	由比地区		
アルミ缶…家庭用指定袋・認定袋による集積所収集				
ペットボトル	葵区・駿河区	公共施設等での拠点収集	随時	256 t
	清水区	折り畳み式回収箱による集積所収集	月1回	
使用済小型家電	公共施設等での拠点収集		随時	16 t
合 計				127,104 t

※日用金属については葵区・駿河区のみで収集

※集積所とは、自治会・町内会長の届出により設置され、当該自治会・町内会により管理されている、可燃ごみ、一部地域の不燃・粗大ごみ及び資源ごみ置き場をいう。

※家庭ごみの可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ並びに事業系ごみに、令和4年台風第15号による災害ごみは含まない。ただし、通常ごみと一体的に収集した災害ごみは含む。

表 2.5 - 1 収集運搬量及び排出、収集運搬方法

②市が収集運搬しないごみの処理方法

区分	処理方法
家電リサイクル法 対象機器	排出者が ① 小売業者へ引き取りを依頼 ② 許可業者へ指定引取場所までの収集運搬を依頼 ③ 指定引取場所へ直接搬入
パーソナル コンピュータ	排出者が ①清掃工場へ直接搬入 ②小型家電回収ボックスへ排出 ③「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、適正に処理
一時多量ごみ	排出者が ① 清掃工場へ直接搬入 ② 許可業者へ清掃工場までの収集運搬を依頼
その他	清掃工場での処理は可能であるが、収集困難な物については、排出者自らが収集・運搬可能な状態にする、又は清掃工場へ直接搬入する。 清掃工場で処理できないものについては、排出者自らが専門業者に相談、又は購入店に引き取りを依頼する。

③家電リサイクル法対象機器の指定引取場所

業者名	所在地
都商事(株)家電リサイクルセンター	清水区半左衛門新田 54 番地
日本通運(株) 静岡支店	葵区古庄二丁目 20 番 38 号
(株)篠原産業	富士市中里 2608 番地の 43

④収集運搬許可業者及び事業者の搬入先

一般廃棄物排出場所	搬入先
葵区	収集運搬許可業者及び事業者は、西ヶ谷清掃工場若しくは沼上清掃工場又は処分許可業者の処分施設へ搬入する。
駿河区	
清水区	

(2) 中間処理計画

① 焼却、熔融処理量

廃棄物の種類	搬入者	処理量		
		西ヶ谷清掃工場	沼上清掃工場	合計
可燃ごみ	市	196 t	651 t	847 t
	委託業者	63,242 t	54,254 t	117,496 t
	許可業者	22,111 t	22,156 t	44,267 t
	直接搬入者	7,291 t	12,211 t	19,502 t
	うち家庭	3,123 t	6,396 t	9,519 t
	うち事業者	4,168 t	5,815 t	9,983 t
破碎可燃残渣	市	0 t	4,150 t	4,150 t
焼却主灰	市	10,443 t	0 t	10,443 t
合計		103,283 t	93,422 t	196,705 t

※ 事業者が直接搬入する可燃ごみには本市が処理する産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず及びこれらに係る燃えがら）を含む。

表 2.5 - 2 焼却、熔融処理量

② 破碎処理量

廃棄物の種類	搬入者	処理量		
		金属類	破碎可燃残渣	処理量計
不燃・粗大ごみ	市・委託業者	369 t	3,462 t	3,603 t
	直接搬入者	2,328 t	2,548 t	4,625 t
	うち家庭	2,162 t	2,344 t	4,255 t
	うち事業者	166 t	204 t	370 t
合計		2,697 t	6,010 t	8,228 t

※ 本市が処理する産業廃棄物…金属くず、木くず

表 2.5 - 3 破碎処理量

◎ 資源化量及び資源化の方法

資源ごみの種類	内容		資源化
びん	葵区 駿河区	市民が分別排出し、業者委託により収集・選別加工をし、業者が生きびん、再生びん（白）を独自ルートで資源化 その他のびんについては指定法人ルートにて資源化	3,793 t
	清水区	市民が分別排出し、業者委託により収集、及び「清水ごみ受付センター」で受け入れ、再生びんは指定法人ルートで資源化。生きびんは業者が独自ルートで資源化	
缶・日用金属	葵区 駿河区	市民が分別排出し、業者委託により収集・選別加工をし、業者が独自ルートで資源化	1,263 t
	清水区	市民が分別排出し、業者委託により収集、及び「清水ごみ受付センター」で受け入れ、業者が独自ルートで資源化	
古紙（古布）類	「清水ごみ受付センター」で受け入れ、業者が独自ルートで資源化		66 t
集団資源回収	奨励金を交付し、自治会などの団体による古紙類の回収・資源化を促進		9,447 t
ペットボトル	市民が分別排出し、業者委託により収集、及び「清水ごみ受付センター」で受入、市施設で圧縮加工し、指定法人ルートで資源化		256 t
金属類	不燃・粗大ごみの戸別収集時に、金属類を分別回収 不燃・粗大ごみの破碎処理時に、金属類を回収 「清水ごみ受付センター」で受入 回収した金属類を独自ルートで資源化		3,101 t
乾電池	不燃・粗大ごみの戸別収集時に、乾電池を分別回収 直接搬入される乾電池を分別回収 回収した乾電池を、委託業者が独自ルートで資源化		123 t
使用済小型家電	市民が分別排出し、委託業者により収集及び「西ヶ谷清掃工場」「沼上清掃工場」「清水ごみ受付センター」で受け入れ、認定業者が独自ルートで資源化		202 t
溶融スラグ	西ヶ谷清掃工場で生成する溶融スラグを埋戻し材等や肥料に再利用		14,667 t
溶融メタル	溶融スラグ生成の過程で発生する溶融メタルを独自ルートで資源化		2,549 t
合計			35,467 t

※日用金属については、葵区・駿河区のみで収集

※指定法人ルートとは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通して再資源化を実施するもの。

※乾電池は、充電式電池を含む。

表 2.5 - 4 資源化量及び資源化の方法

(3) 最終処分計画

廃棄物の種類	搬入者	処理量			
		沼上 最終処分場	清水貝島 最終処分場	由比 最終処分場	合計
焼却灰等	市・事業者	5,488 t	2,704 t	-	8,152 t
公共側溝 汚泥	市	371 t	-	-	371 t
その他	市・事業者	366 t	0 t	1 t	367 t
小計		6,185	2,704 t	1 t	8,890 t
覆土		2,683 t	-	-	2,683 t
合計		8,868 t	2,704 t	1 t	11,573 t

表 2.5 - 5 最終処分量

2.6 基本施策 1 静岡版「もったいない運動」の推進

(1) 施策 1 食品ロス、生ごみの削減

① 「もったいない 食品ロス」の意識の向上

家庭可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を定期的に調査、食品ロスの現状を市民に公表し、食品ロス削減の意識の向上を図り市民の実践行動につなげました。

② 生ごみの減量化

2R（発生抑制、排出抑制）の取組である「3切り」（食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切り）や、生ごみの堆肥化などの出前講座、イベントなどあらゆる機会を活用した啓発を実施しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
食品ロスの割合調査(家庭可燃ごみの組成調査)	4回（6月・11月）	4回（6月・11月）
食ロスの現状の公表	1回	1回
食品ロス、生ごみの削減に係る出前授業、講座の実施	10回	48回
食べきり協力店の認定	250店舗	240店舗

ごみ減量に関する啓発イベントの実施	1回	23回
フードドライブ、食ロス日記の実施	随時・通年	随時・通年
しずもーる沼上での啓発講座の実施(ごみ減量に関すること)	50回以上	102回

【予定・目標数と異なる理由】

- ・(出前授業、講座) 小中学校向けの出前授業について、学校への案内回数を増やすなど周知を強化した。また、高等学校・大学への案内を強化した結果、目標数以上の授業を実施することができた。
- ・(食べきり協力店の認定) 協力店制度については、登録済店舗の状況調査を実施し、閉店した店舗を削除したため登録店舗数が減少した。
- ・(啓発イベント) 他局や連携企業などが主催するイベントに積極的に出展した結果、目標数以上の活動を実施することができた。
- ・(しずもーる沼上啓発講座) 指定管理者が積極的にこども園や高等学校などに働きかけた結果、目標数以上の講座を実施することができた。

(2) 施策2 プラスチックごみの削減

① プラスチックごみの減量化

出前授業・講座や、啓発イベントを通じて市民・事業者のプラスチックごみ問題への理解を深め、プラスチックごみの発生抑制意識の醸成を促進しました。

② 環境配慮型製品等の利用促進

事業者における環境配慮型製品等の優先的利用の取組について市民に情報等を提供するなど、環境配慮型製品の利用を促進しました。

③ 家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの検討

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの分別収集・再資源化について、実施を前提とした検討を行い、プラスチックごみの分別・再資源化に向けた第一段階の事業として、製品プラスチックに限った再資源化事業を令和5年10月より実施しました。

④ 事業者による自主回収等の推進によるリサイクルの促進

事業者の自主的な取り組みに関する情報を市民が容易に収集し活用できるよう、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
事業者における取組のホームページ等への掲載	随時・通年	随時・通年
ごみ減量に関する啓発イベントの実施（再掲）	1回	23回
プラスチックごみの分別収集・再資源化の検討	実施	実施
企業との協働による出前授業・講座の実施	30回	67回
プラスチックごみ削減協力店の認定	275店舗	249店舗
しずもーる沼上での啓発講座の実施（ごみ減量に関すること）（再掲）	50回以上	102回

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（啓発イベント（再掲））他局や連携企業などが主催するイベントに積極的に出展した結果、目標数以上の活動を実施することができた。
- ・（出前授業、講座）小中学校向けの出前授業について、学校への案内回数を増やすなど周知を強化した。また、高等学校・大学への案内を強化した結果、目標数以上の授業を実施することができた。
- ・（プラスチックごみ削減協力店の認定）協力店制度については、登録済店舗の状況調査を実施し、閉店した店舗を削除したため登録店舗数が減少した。
- ・（しずもーる沼上啓発講座（再掲））指定管理者が積極的にこども園や高等学校などに働きかけた結果、目標数以上の講座を実施することができた。

(3) 施策3 紙ごみの削減

① 紙ごみの減量化

資源循環啓発施設（しずもーる沼上）を中心に、環境教育・環境学習を通じて、雑がみの分別排出、紙ごみの発生抑制、再生利用を促す啓発を行いました。

② 古紙の集団資源回収等によるリサイクルの推進

回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を通じて、集団資源回収活動等がより活発に行われるよう支援しました。また、事業者の自主的な取組に関する情報を市民が容易に収集し活用できるよう、静岡市のホームページで紹介しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
しずもーる沼上での啓発講座の実施（ごみ減量に関すること）（再掲）	50回以上	102回
古紙の集団資源回収活動等に対する奨励金の交付	840 団体	808 団体

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（古紙の集団資源回収活動等に対する奨励金の交付）例年、奨励金の申請を行っている団体に申請書類を送付したが、申請書類の提出がない団体があったため交付団体が予定数を下回った。

(4) 施策4 その他家庭ごみの削減・4Rの推進

① 集団資源回収等への積極的な支援（一部再掲）

回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を通じて、集団資源回収活動等がより活発に行われるよう支援しました。

② 小型家電リサイクルの実施

使用済み小型家電を分別回収し、設置場所について周知しました。

③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進

事業者に対して、自主店頭回収の予定・目標数や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡県ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
全自治会等への集団資源回収に対する協力依頼	1 回	1 回
集団資源回収活動等に対する奨励金の交付	919 団体	919 団体
使用済み小型家電回収ボックス設置個所	50 ヶ所	50 ヶ所
店頭回収実施状況等の調査	年 1 回	年 1 回
ホームページ「資源ごみ回収拠点マップ」の更新	随時	随時

(5) 施策5 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり

① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量

各種啓発を実施し、市民・事業者とごみ減量にかかる取組情報の共有を図るとともに、4R推進に向けた協働体制の構築を目指すため、市民・事業者を対象とした市民向けセミナーを開催しました。

② 廃棄物政策に係る市民意見の聴取

ごみ減量等に関する事項を審議するため、清掃対策審議会を開催しました。また、4R推進委員会、廃棄物減量等推進員から、ごみ減量等に関する意見を聴取しました。

③ 環境美化活動の推進

市民、事業者のボランティア清掃などの環境美化活動を支援し、環境美化意識の醸成を図りました。

④ 廃棄物減量等推進員活動の推進

各自治会・町内会などから推薦された市民を廃棄物減量等推進員として委嘱するとともに、情報交換の場を設けることや活動内容を紹介するなどし、推進員の活動を支援しました。

⑤ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲）

事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡県ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
清掃対策審議会の開催	4回程度	3回
4R推進委員会の開催	1回	1回
廃棄物減量等推進員からの意見聴取	3回	3回
廃棄物減量等推進員の委嘱	910人	922人
廃棄物減量等推進員研修会等の開催	14回	18回
店頭回収実施状況等の調査（再掲）	年1回	年1回

ホームページ「資源ごみ回収拠点マップ」の更新（再掲）	随時	随時
市民・事業者向けのセミナー開催	6回	11回

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（市民・事業者向けのセミナー開催）自治会や市民団体等からの希望による実施が想定を上回ったため開催回数が増加した。

(6) 施策6 情報発信・環境教育・意識啓発・実践行動の推進

① 広報媒体を活用した情報の発信

暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルの工夫に係る情報について、ごみの出し方・分別ガイドブック、静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」、広報紙「静岡気分」、ホームページ、SNSなどの広報媒体を活用して、積極的な提供を行いました。

② 環境教育の推進、環境意識の向上、実践行動の促進

資源循環啓発施設の設置、環境大学の開校、企業や教育機関と連携した出前授業や啓発イベントの開催等、幅広い層への環境学習の機会を提供しました。啓発活動を通じて、市民の環境意識を高め、実践行動を促しました。

③ 家庭可燃ごみ組成調査の実施及び結果の周知

家庭可燃ごみの組成調査を実施し、組成調査結果を市民に公表し各種施策の検討資料として活用しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
ごみの出し方・分別ガイドブック保存版の発行	随時更新、配布	随時更新、配布
ごみの出し方・分別周知チラシの発行（周知事項がある場合）	200,000部配布	発行なし (新たな周知事項なし)
広報紙「静岡気分」への記事掲載	随時	随時
ホームページの更新	随時	随時
静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」の更新、利用推進	随時	随時

ごみ減量啓発講座（学校、団体）（沼上資源循環学習プラザ）	随時	随時
4 R 体験講座（常設・定期）（西ヶ谷資源循環体験プラザ）	12 講座	13 講座
市政出前講座及び企業・教育機関と連携した講座	随時	随時
ごみ減量等をテーマとした啓発イベントの実施、ブース出展（再掲）	1 回	23 回
清掃工場見学受入	87 回	98 回
家庭可燃ごみ組成調査の実施	4 回	4 回
組成調査結果の公表	1 回	1 回

(7) 施策 7 将来を見据えた廃棄物行政のあり方の検討

① 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討

令和 4 年 4 月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの分別収集・再資源化について、実施を前提とした検討を開始しました。併せて葵区・駿河区（旧静岡市）と清水区（旧清水市）で異なるごみの排出ルールの一統化についても検討を開始しました。

② 家庭ごみの有料化の検討

カーボンニュートラルや循環型社会の構築などを踏まえた、新たな廃棄物施策のための経費、ごみの減量化、分別意識の向上、費用負担の公平性の確保などの観点から、引き続き有料化の必要性を検討しました。

事業内容	令和 5 年度 予定・目標数	令和 5 年度 実施状況
プラスチックごみの分別収集・再資源化の検討(再掲)	実施	実施
有料化の必要性の検討	実施	実施

2.7 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

(1) 施策1 事業系ごみの減量化・資源化の推進

① 拡大生産者責任の徹底によるごみ減量の推進

事業者が、自らの責任においてごみとなるものを発生させない製品の開発や販売、製品や容器が再使用・再生利用されやすいような仕組みの整備、使用後の再使用・再生利用可能なものの自主回収などに努める取組を促進しました。

② 多量排出事業所への指導の徹底

3,000 m²以上の事務所等及び1,000 m²以上の店舗を対象として、静岡市一般廃棄物多量排出事業所減量化指導要綱に基づき、減量化計画書及び管理責任者選任届出書の提出を求めるとともに、立入調査を行い、減量化・資源化を指導しました。

③ 事業系ごみの適正排出・分別の徹底

事業系ごみの適正な排出方法及び分別方法に関する啓発チラシにより、事業者を取組の徹底を働きかけました。また、事業系ごみの分別徹底に向け、新たな施策を検討しました。

④ 事業系ごみの新たな再資源化手法への誘導

一般廃棄物の再資源化にかかる廃棄物処理等の新たな許可制度など、資源化のための仕組みを構築しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
多量排出事業所等への指導対象事業所	347 事業所	351 事業所
〃 立入調査の実施	100 事業所	100 事業所
事業系ごみの適正排出・分別の徹底に係る 新たな施策の検討	実施	実施

(2) 施策2 自己処理責任の徹底

① 自己処理責任の周知

ホームページ等の広報媒体の活用や立入調査による指導等をとおして事業ごみの自己処理責任に係る周知・啓発を行いました。

② 搬入調査実施の徹底

収集運搬許可業者が、清掃工場へ搬入する際の搬入調査を実施しました。

収集運搬許可業者	3回
----------	----

③ 家庭ごみ集積所への不適正排出に対する指導の徹底

不適正排出物の取り置き、開封調査等を実施し排出者への適正処理の指示、家庭ごみ集積所における不適正排出に対する周知・指導を徹底しました。

④ 事業系ごみ処理手数料の見直し

事業系ごみ処理手数料の適正な料金の設定について検討をし、次のとおり令和6年8月に改定を行うよう条例を改正しました。また、今後も適正な料金設定に向け随時検討を実施することとしました。

区分	改定後
事業者自らが運搬する場合	100 kgまで : 1,500 円 100 kg超 : 10 kgまでを増すごとに 150 円
市が収集運搬する場合	(大型容器) 1 個 270 円 (小型容器) 1 個 120 円

⑤ 事業所用ごみ袋制度のあり方の検討

ごみの分別方法及び収集運搬許可業者によるごみ袋制度など適正なごみ処理方法を、事業者へ広く周知をしました。また、市指定及び民間の事業所用ごみ袋の利用状況、市域の特性等を踏まえ、本市域の事業所用ごみ袋制度について、事業系ごみの適正かつ効率的な収集・処理のため、あり方を検討しました。

⑥ 本市が処理する産業廃棄物の品目

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第 14 条の規定により、本市が処理する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（多量であるもの、著しく大きいもの及び特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）としました。

本市が処理する 産業廃棄物の品目	(1) 木くず（建設現場からのものを除く。）
	(2) 紙くず（建設現場からのものを除く。）
	(3) 繊維くず（建設現場からのものを除く。）
	(4) 金属くず（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く廃家電を含む。）
	(5) 乾電池

	(6) 下水道汚泥焼却灰
	(7) (1)から(3)までに掲げる産業廃棄物に係る燃えがら

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
立入り調査等での自己処理責任の周知	随時	随時
多量排出事業所等への立入調査（再掲）	100事業所	100事業所
収集運搬許可業者に対する搬入調査	3回	3回
不適正排出に対する指導	400件	281件
事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	実施	実施
事業所用ごみ袋制度のあり方の検討	実施	実施

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（不適正排出に対する指導）指導を要する不適正排出ごみが少なかったため予定数を下回った。

(3) 施策3 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり

① 市民・事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量（再掲）

廃棄物のさらなる減量に向け、各種啓発を実施し、市民、事業者の環境意識の醸成を図りました。市民・事業者、市は、ごみ減量にかかる取組情報の共有を図るとともに、4R推進に向けた協働体制の構築を目指し、市民・事業者を対象とした市民向けセミナーを開催しました。

② 廃棄物政策に係る事業者意見の聴取（一部再掲）

各種施策の実施・検討に当たっては、必要に応じて関係事業者の意見聴取や清掃対策審議会への諮問等を実施しました。

③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲）

事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡市ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
清掃対策審議会の開催（再掲）	4回程度	3回
4R推進委員会の開催（再掲）	1回	1回
廃棄物減量等推進員からの意見聴取（再掲）	3回	3回
ホームページ「資源ごみ回収拠点マップ」 の更新（再掲）	随時	随時
市民・事業者向けのセミナー開催	6回	11回

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（市民・事業者向けのセミナー開催）自治会や市民団体等からの希望による実施が想定を上回ったため。

(4) 施策4 情報発信、意識啓発の推進

事業者が実行できるごみ減量に係る情報等について、広報紙やホームページなどの市広報媒体を活用し、積極的な情報提供によりごみの減量化・資源化の啓発を行いました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
ホームページの更新	随時	随時

2.8 基本施策3 適正な収集運搬・処理体制の整備

(1) 施策1 収集運搬体制の整備

① 家庭ごみの収集運搬体制の整備

家庭ごみの収集運搬については、適正かつ効率的な業務運営を持続的に行うことができる収集運搬体制の整備を行いました。

収集運搬体制の整備にあたっては状況に応じ委託化を図るとともに、災害等の緊急時のリスク管理も含め市全体の収集運搬業務のあり方を検討し、本市の処理責任を担保できる持続可能な運営体制を確保しました。

② 一般廃棄物収集運搬許可のあり方

基本的に新たな一般廃棄物収集運搬の許可は行いませんが、循環型社会形成の観点から、収集された廃棄物が最終的に有効利用（活用）されることが確実であるとして、新たな許可を認めていくための基準等を作成しました。

また、一般廃棄物の収集運搬に関する許可については、当面の間は現在の収集運搬許可業者の許可区域を維持しますが、段階的に本市全体とするよう検討を進めます。

③ 優良事業者（許可業者）制度の活用

市ホームページや許可更新手続の際の窓口対応等において同制度の周知を行い、事業者等における一般廃棄物の適正処理の促進を図りました。

④ （一財）静岡市環境公社の経営基盤の確立

環境公社は市のパートナーとして家庭ごみを確実に収集するとともに、災害時におけるセーフティネット機能を発揮できるよう、「静岡市外郭団体方針書」を踏まえ策定された「経営計画書」に基づき、安定的な経営に努めました。市は団体の役割について評価し、必要な関与を行い、環境公社とともに市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めました。

⑤ 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討（再掲）

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの分別収集・再資源化について、実施を前提とした検討を開始しました。併せて葵区・駿河区（旧静岡市）と清水区（旧清水市）で異なるごみの排出ルールの統一化についても検討を開始しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
新たな一般廃棄物収集運搬許可の基準等の作成	実施	実施
優良事業者制度の活用	実施	実施
ごみ収集方法等のあり方の検討	実施	実施

(2) 施策 2 中間処理体制の整備

① 沼上清掃工場の整備

沼上清掃工場は、一般的に焼却施設の耐用年数が 25 年といわれる中、既に稼働開始から 29 年（平成 7 年度稼働開始。令和 6 年 3 月時点）が経過しました。

設備の老朽化に伴い増加する維持管理コストを、工場の運転に支障が出ない範囲内で低く抑えながら長寿命化を図るため、長寿命化総合計画に基づき、令和元年 10 月から基幹改修工事に着手し、令和 5 年 9 月に完了しました。

② 西ヶ谷清掃工場の整備

西ヶ谷清掃工場は、平成 22 年 4 月から本格稼働し、令和 2 年度に、個別設計画を策定しました。耐用年数の折り返し時期に差し掛かる事から、令和 12 年度を目途に施設の安定的な稼働のための中規模改修を検討していきます。

③ 沼上資源循環センターの整備

沼上資源循環センターは、平成 22 年 4 月から稼働しています。今後、令和 6 年度（稼働後 14 年）までに長期修繕計画を策定する予定です。また令和 7 年度を目途に、施設の安心かつ安定的な稼働のため中規模改修を検討していきます。

④ 効率的な施設運営

本市中間処理施設については、ごみ量の推移、ごみ処理の維持管理コスト及び技術革新等を踏まえ、随時、適切かつ効率的な施設運営の検討を進めます。また、し尿施設については、施設の老朽化や、し尿や浄化槽汚泥の処理量が年々減少している状況等を勘案し、令和 5 年度から統廃合を含めた検討を開始しました。

⑤ 一般廃棄物中間処分業の許可と施設設置許可のあり方

一般廃棄物の中間処分業に関する許可は、基本的に新たな許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であるとして、新たな許可を認めていくための基準等を整理しました。

一般廃棄物処理施設の設置許可については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的に新たな許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であるとして、新たな許可を認めていくための基準等を作成しました。

⑤ 清水清掃工場の跡地整備

(仮称) 清水ストックヤードを整備し、新たな清水ごみ受付センターとして運営できるよう実施設計を進めました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
沼上清掃工場の基幹改修工事の実施	完了	完了
西ヶ谷清掃工場の中規模改修の検討	実施	実施
沼上資源循環センターの中規模改修の検討	実施	実施
し尿施設の統廃合を含めた効率的な施設運営の検討	実施	実施
一般廃棄物中間処分業の許可と施設設置の許可について新たな許可のための基準等の作成	実施	実施
(仮称) 清水ストックヤードの実実施設計	実施	実施

(3) 施策3 最終処分場の整備

最終処分量の極少化に向けて新たな技術の有用性の調査・研究を行いました。

また、沼上最終処分場の後背地に令和8年8月(2026年8月)までに長期間埋立可能な新たな最終処分場の整備を開始しました。今後の本市の廃棄物処理が滞ることがないように、引き続き臨海部・内陸部も含めた最終処分場候補地の選定を進めていきます。なお、既設の最終処分場については、浸出水処理の継続を行うため必要な修繕を実施しました。今後も施設の適正な維持管理に努めていきます。

最終処分場の設置については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的には本市が設置するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に基づく一般廃棄物最終処分業の許可、及び同法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置については、新たな許可は行いません。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
新たな最終処分場の整備	実施	実施

2.9 基本施策4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組

(1) 施策1 清掃工場での余熱利用

① 余熱利用等による発電の実施

西ケ谷清掃工場と沼上清掃工場で、ボイラー設備から蒸気エネルギーを回収して発電を行い、余剰電力については売電を行いました。

清掃工場名	発電量	うち売電量
西ケ谷清掃工場	61,492MWh	37,457MWh
沼上清掃工場	40,759MWh	27,772MWh
合計	102,251MWh	65,229MWh

② その他の余熱利用

西ケ谷清掃工場と沼上清掃工場で、発生する余熱を近隣の市民プール、健康増進施設へ余熱供給を行い発電以外にも有効利用しました。

(2) 施策2 熔融スラグの有効利用

① 本市公共工事での利用

本市公共事業での利用拡大の取組を継続します。

処理施設	スラグ生成量	メタル発生量
西ケ谷清掃工場	14,667 t	2,549 t

② 新たな有効活用ルートの模索

令和4年3月に本市熔融スラグが、全国で初めて肥料として本登録され利用方法の拡大につながりました。今後も熔融スラグの新たな利用方法拡大のため、事業者向けの勉強会を開催しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
熔融スラグの新たな利用方法の調査・研究	実施	実施

(3) 施策3 プラスチックごみ焼却の抑制（再掲）

プラスチックごみについて、令和7年度までに具体的な方針を示すよう分別収集・リサイクルの実施を前提とした検討を行い、プラスチックごみの分別・再資源化に向けた第一段階の事業として、製品プラスチックに限った再資源化事業を令和5

年 10 月より実施しました。加えて、プラスチック使用製品の製造段階における環境配慮や販売後の自主回収・再資源化及び排出抑制への取組について、多くの事業者がこれらに取り組めるよう、周知しました。

事業内容	令和 5 年度 予定・目標数	令和 5 年度 実施状況
プラスチックごみの分別収集・再資源化の検討（再掲）	実施	実施

2.10 基本施策 5 廃棄物適正処理の徹底

(1) 施策 1 不法投棄対策

① 不法投棄防止対策の徹底

不法投棄監視パトロールや消防ヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄禁止の啓発活動や看板設置などの防止対策を行いました。

山間地等廃棄物不法投棄監視員と協力し、山間地等における不法投棄防止対策に取り組みました。

② 不法投棄物の処理

不法投棄物について、警察等関係機関と共同で調査し、投棄者に適正に処理をさせました。

③ 関係機関との連携

警察や郵便局、隣接自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止の強化に努めています。不法投棄監視ウィークなど市民・事業者・行政、その他関係機関が一体となって監視や防止のための啓発活動を実施しました。

事業内容	令和 5 年度 予定・目標数	令和 5 年度 実施状況
不法投棄監視パトロール	90件	90件
山間地等不法投棄監視員の委嘱	133人	132人
市による不法投棄家電の処理	119件	69件
不法投棄に係る啓発活動の実施	1 回	1 回

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（市による不法投棄家電の処理）実施状況数値については、1 月時点での数量

(2) 施策2 区域外処理

一般廃棄物の処理は自区内処理を原則としますが、一部のごみや資源物について、適正処理の推進のため区域外処理をしました。

区域外での処理を行ったもの	乾電池
	蛍光灯

(3) 施策3 取扱困難廃棄物の処理

① 法定処理困難物等の適正処理

本市処理施設で処理を行うと施設に重大な影響を与える処理困難物は、次のとおりとし、本市施設では処理を行いません。

本市施設で処理を行わないもの	<ul style="list-style-type: none">・タイヤやブロックなど破砕施設に多大な影響を及ぼすもの・オイルや塗料など焼却施設に多大な影響を及ぼすもの・農薬やガスボンベなど人体に危険が及ぶもの
----------------	---

② 在宅医療廃棄物の処理

注射針等の鋭利な廃棄物などは、医療機関が感染性廃棄物として処理を行い、注射針等の鋭利な廃棄物以外の可燃性廃棄物については、本市が処理しました。また、在宅医療廃棄物の取扱いについては、医療機関と情報交換のうえ、問い合わせが増えることが見込まれる在宅医療廃棄物について、その廃棄方法をホームページで公開するなど、広報・啓発活動を行いました。

③ 路上小動物死体の処理

路上小動物死体の収集を行い、動物専用炉にて適正に処理しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
在宅医療廃棄物の取り扱いに係る周知	通年	通年
路上小動物死体の適正処理	通年	通年 (2,434件)

(4) 施策4 災害廃棄物の処理

令和4年台風第15号による浸水被害等の経験を踏まえ、近年多発する豪雨災害等に対応し、本市の災害廃棄物処理体制の強化を図るため、より具体的な行動指針を記載した個別マニュアルの整備を行いました。また、災害時のごみの出し方に係るチラシを作成し、町内回覧を実施するなど、必要な周知を行いました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
災害廃棄物処理マニュアルの整備	実施	実施

第3章 生活排水処理実施計画

令和5年度実施計画「第3章 生活排水処理実施計画」に基づき、以下のとおり処理及び各施策を実施しました。

3.1 計画目標

- ・生活排水処理率：87.9%

3.2 し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法

廃棄物の種類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	直接脱水方式	市	埋立
浄化槽汚泥			標準脱窒素処理方式 高負荷脱窒素膜分離方式		

※中間処理後、脱水汚泥を清掃工場へ搬入し焼却

3.3 し尿・浄化槽汚泥処理量

廃棄物の種類	施設別処理量				
	静岡衛生センター	静岡衛生センター 南部中継所	清水衛生センター	庵原衛生プラント	計
し尿	1,596k1	1,569k1	1,352k1	752k1	5,269k1
浄化槽汚泥	37,025k1	15,635k1	33,026k1	15,922k1	101,608k1
合計	38,621k1	17,204k1	34,378k1	16,674k1	106,877k1

3.4 し尿・浄化槽汚泥処理施設

	静岡衛生センター	静岡衛生センター 南部中継所	清水衛生センター	庵原衛生プラント
所在地	葵区東千代田 三丁目5番1号	駿河区下川原南 3番1号	清水区堀込722番地	富士市中之郷 2128番地の1
処理能力 ・方式	260k1/日 直接脱水方式	600k1/日 (貯溜能力) 破砕処理・攪拌	200k1/日 標準脱窒素 処理方式	76.9k1/日 高負荷脱窒素 膜分離方式

3.5 基本施策 1 合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続の促進

(1) 施策 1 情報の共有化、意識啓発の推進

① 広報媒体を活用した情報の提供、意識啓発

健全な水環境の確保と清らかな河川を保全する必要性、その方法（下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えなど）、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度などの情報を、広報紙「静岡気分」、ホームページなどの広報媒体を活用して、積極的な提供を行いました。

② 地元説明会・臨戸訪問・文書勧告の実施

合併処理浄化槽の設置推進を図るため、臨戸訪問等を実施し、設置に対する補助制度の情報を提供しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
広報紙「静岡気分」への記事掲載	1回	2回
ホームページへの記事掲載	随時	実施
臨戸訪問の実施	随時	実施
出前講座の実施	随時	未実施

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（出前講座の実施）出前講座の依頼がなかったため

(2) 施策 2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用

くみ取り便槽又は単独処理浄化槽からの付替えに係る合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用を推進しました。宅内配管工事費を補助対象とすることにより、単独処理浄化槽からの付替えを強力に推進しました。

浄化槽設置整備事業補助制度（令和5年度）

人槽	補助単価
5	332,000円
6～7	414,000円
8～50	548,000円

- ※1 特定区域：静岡市清流条例第10条で規定する水源保全区域。10万円上乗せ
- ※2 重点区域：蒲原及び由比地区の市街化区域。20万円上乗せ
- ※3 単独処理浄化槽からの付替えに伴う宅内配管工事費に対し、30万円を上限に補助金を交付

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
合併処理浄化槽設置整備事業補助の実施	150基	98基

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（合併処理浄化槽設置整備事業補助の実施）申請基数が見込みを下回ったため

3.6 基本施策2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持

(1) 施策1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

① 処理体制の整備

下水道整備の進捗状況、し尿・浄化槽汚泥の発生量、南部中継所への搬入量の推移などを注視し、必要に応じて処理区域の変更をすることとし、適切かつ効率的な処理体制を整備します。

② 処理施設の維持管理

静岡衛生センター、静岡衛生センター南部中継所及び清水衛生センターは、施設の老朽化が進んでいることから、施設の安定的な運転のため、必要な維持管理を行いました。

③ 庵原衛生プラントのあり方の検討

蒲原地区及び由比地区から発生するし尿・浄化槽汚泥の発生量などを注視し、将来を見据えた庵原衛生プラントのあり方について検討しました。

④ 収集運搬体制の整備

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、収集運搬許可業者が担うことを原則とします。新たな許可は行わず、業者ごとの許可車両の増車も行いません。また、し尿・浄化槽汚泥量の推移に注視し、必要があれば許可車両の削減を進めます。

⑤ し尿くみ取り体制の整備

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置を継続しました。

また、し尿くみ取り業務を環境公社に一本化し、許可から委託による処理に切り替えていくことを目指し、し尿くみ取り業者の経営状態の把握や意見聴取を行いました。

⑥ （一財）静岡市環境公社の役割

環境公社はし尿処理のセーフティネット機能を発揮するとともに、安定的なし尿処理体制を継続するために、経営基盤の確立に努めました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備	実施	実施
庵原衛生プラントのあり方の調査・検討	実施	実施
し尿汲み取り業者の経営状態の把握・意見聴取	実施	実施

(2) 施策2 合併処理浄化槽の適正な管理

① 講習会の開催

合併処理浄化槽の新規設置者向けに適正管理などに関する講習会を開催しました。

② 法定検査受検率の向上

浄化槽設置者に対して、法定検査（浄化槽法第11条で義務付けられている年1回の水質検査）受検率の向上のため、積極的な啓発活動を行いました。

③ 浄化槽台帳の整備

浄化槽の適正な管理を行うために、浄化槽台帳登載情報を随時更新しました。

事業内容	令和5年度 予定・目標数	令和5年度 実施状況
新規設置者向け講習会の開催	9回	9回
広報紙「静岡気分」への記事掲載	1回	1回
バスの車内広告へ掲載	10台	10台
未受検者に対するダイレクトメールの発送 （（一財）静岡県生活科学検査センターと協働）	約1,000通	延べ16件
浄化槽台帳登載情報の更新	実施	実施

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（未受検者に対するダイレクトメールの発送）協働団体の事業実施方法が変更となったため

第4章 目標指標の達成状況

以下のとおり、令和5年度実施計画の見込達成状況を報告します。

4.1 ごみ処理実施計画

令和5年度の目標値に対して、(1)一人1日当たりごみ総排出量及び(2)一人1日当たり家庭ごみ総排出量(3)事業系ごみ年間総排出量のすべての項目について、達成が見込まれています。

	令和5年度 目標値	令和5年度 見込	令和4年度 実績	達成見込
(1) 一人1日当たり ごみ総排出量	875g	829g	887g (870g)	達成
(2) 一人1日当たり 家庭ごみ総排出量	620g	591g	645g (629g)	達成
(3) 事業系ごみ 年間総排出量	63,555t	59,142t	60,480t (60,187t)	達成

※(1)及び(2)における人口は、各年10月1日現在

※()内数値は、令和4年台風第15号の被害により発生した災害廃棄物を除く。ただし、災害廃棄物として分離不可分を含む(分離不可分：通常ごみと一緒に集積所に排出された災害廃棄物(可燃ごみ))。

4.2 生活排水処理実施計画

生活排水処理率は、年度途中での見込値を算出することが困難であるため、令和4年度の実績を記載しました。

令和5年度は、目標値を達成できることが見込まれます。

	令和5年度 目標値	令和4年度 目標値	令和4年度 実績	達成見込
生活排水処理率	87.9%	87.2%	88.0%	達成

第5章 計画の総括

5.1 ごみ処理実施計画

ごみ処理実施計画に係る個別施策について、概ね計画通りに実施されており、問題はなかったと考えられます。また、ごみの収集運搬、中間処理及び最終処分については、各段階でのごみ処理がすべて適正に実施されるとともに、その体制が維持されています。

目標指標については(1)一人1日当たりのごみ総排出量は目標値の875gに対して見込み数値は829g、(2)一人1日当たりの家庭ごみ総排出量は目標値の620gに対して見込み数値は591g、(3)事業系ごみ年間総排出量は目標値の63,555tに対して、見込み数値は59,142tとなり、すべての項目において目標達成となる見込みです。家庭系ごみ、事業系ごみともに前年比の減少幅が大きくなっていますが、これは令和4年度は令和4年台風第15号の被害により発生した災害廃棄物により一時的なごみの増加が要因と考えられます。

今後も市民へごみ減量意識の啓発をするとともに、事業所への適正排出・分別の指導を徹底することで、減量化に努めます。

5.2 生活排水処理実施計画

生活排水処理実施計画の個別施策である合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の補助基数については、98基となりました。

目標指標については、生活排水処理率の目標値87.9%を上回り、目標を達成する見込みです。

生活排水処理率の向上となる単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に推進するため、令和2年度から補助制度の補助対象を宅内配管工事費まで拡大し、また、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化するため、令和3年度から新築等に伴う合併処理浄化槽の設置を補助対象外としました。

今後も引き続き、新たな補助制度の周知を図り、目標値の達成を目指します。

5.3 総括

ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画ともに、概ね計画どおり施策は実施しすべての目標達成が見込まれます。

今回の結果及び新たに策定した一般廃棄物処理実施計画を踏まえ、ごみの減量化・資源化の進展、廃棄物及び生活排水の適正処理に努めます。